

各国の陪・参審制度－陪・参審員の選出方法

2003年3月11日
四 宮 啓

出典：最高裁判所判例調査会『世界の裁判所』（1995）
Neil Vidmar 'Juries and Lay Assessors in the Commonwealth of Nations: A 1999 Survey' in Neil Vidmar ed. "World Jury System" (2000)
Stephen Thaman (セントルイス大学教授)による調査など
(司法制度改革審議会第45回会議配付資料にもとづき作成した)

	職業裁判官	陪審員	陪審の評決方法	参審員	参審制の評議方法	対象犯罪および事件	特記事項
(ヨーロッパ)							
無	アイルランド 陪	1名	12名	10対2で有罪評決			
無	イタリア 参	2名			6名	多数決	終身刑で罰すべき殺人事件その他の犯罪(第一審)
		参	2名		6名	多数決	上訴事件
無	オーストリア 陪	2名	8名	5対3で有罪評決			ほとんどの重大犯罪(serious crimes)
		参	2名		2名	多数決	軽犯罪
	ギリシャ 参	2名			4名	多数決	軽微な犯罪
		参	3名		4名	多数決	上訴事件
無	イングランド・ウェールズ 陪	1名	12名	10対2で有罪評決			
無	スコットランド 陪		15名	多数決で評決			
無	北アイルランド		12名	10対2で有罪評決			
×	スウェーデン 陪	1名	9名				出版に関する法律違反事件
		参	1名		3名		2年以下に処罰すべき事件
		参	1名		5名		2年以上に処罰すべき事件
		参	3名		2名		上訴事件
無	スペイン 陪	1名	9名	7対2で有罪評決、5対4で無罪、減刑、執行猶予			生命に対する犯罪、公務員による犯罪その他の特定犯罪
×	デンマーク 陪	3名(多数決で有罪を支持する)	12名	8対4で有罪評決			高等裁判所での4年以上処罰すべき犯罪
		参	1名		2名		市裁判所の軽罪
		参	3名		3名	多数決	高等裁判所での上記事件の上訴事件
×	ドイツ 参	1名			2名		軽罪
		参	3名		2名	3分の2の多数決で有罪、量刑決定	より重大な犯罪
×	ノルウェー 陪	3名	10名	7対3で有罪評決			重罪控訴事件
		参	1名		2名	多数決	軽微な犯罪事件
×	フィンランド 参	1名			5～7名		

凡例 無：無作為抽出

1：収入要件あり 2：資産要件あり 3：教育水準要件あり

×：推薦制度・特定グループからの選出等

各国の陪・参審制度－陪・参審員の選出方法

	職業裁判官	陪審員	陪審の評決方法	参審員	参審制の評議方法	対象犯罪および事件	特記事項
無	フランス	参 3名		9名	8対4で有罪判決	重罪	9名の参審員と3名の裁判官が、すべての有罪および量刑問題について共に評議する。
		参 3名		12名	10対5で有罪判決	控訴事件	
	ベルギー	陪 3名	12名	7対5で有罪評決		重罪、政治・出版犯罪	陪審員が裁判官と共に量刑(punishment)について評議(deliberate)する。
	ポルトガル	参 3名		4名	単純多数決		8年以上に処罰すべき重大事件の場合、裁判官と参審員が共に評議する。
無	ロシア	陪 1名	12名	7対5で有罪評決		地方裁判所の重大重罪(serious felonies)	
		参 1名		2名	多数決	人民裁判所の最も重大な重罪事件を除くすべての事件	
(北米)							
無	アメリカ	陪 1名	12名(大部分の州と連邦)	全員一致(一部の州で10対2で評決する)			一部の州で量刑に関与する。
		陪 1名	6名(一部の州)	全員一致			一部の州で量刑に関与する。
無	カナダ	陪 1名	12名	全員一致			
(中南米)							
無	アルゼンチン	参 3名		2名	多数決		参審員も量刑に関与する。特定の州のみ。
	エルサルバドル	陪 1名	5名	絶対多数決で評決		8年以上罰すべき犯罪	
無	ギアナ	陪	12名	10対2で有罪評決(2時間以上の評議が必要)(死刑は全員一致)		正式起訴されるすべての犯罪	
	ニカラグア	陪 1名	4名	全員一致で評決			
	パナマ	陪	7名	多数決		主に殺人事件	裁判所が刑を決める。
無	ブラジル	陪	7名	多数決		すべての殺人事件	
無	ペリース	陪	12名			死刑事件	
		陪	9名			最高裁で審理されるその他の刑事事件	
無	メキシコ	陪 1名	7名	多数決で評決		政治および出版に関する事件	
無	ベネズエラ	陪 1名	9名	7対2で有罪評決、6対3で無罪評決		殺人その他の重罪	1998年刑事訴訟法による。
		参 1名		2名	非重罪・非軽罪		
		1名			その他の犯罪		

凡例 無:無作為抽出

1:収入要件あり 2:資産要件あり 3:教育水準要件あり

x:推薦制度・特定グループからの選出等

各国の陪・参審制度－陪・参審員の選出方法

	職業裁判官	陪審員	陪審の評決方法	参審員	参審制の評議方法	対象犯罪および事件	特記事項
[大西洋諸島]							
×	ガーンジー島 陪	1名	12名	単純多数決で評決		反逆罪、殺人罪その他の刑事事件と民事事件	治安判事は選挙人による選挙で選ばれる。法律問題および手続問題は裁判官のみによって決められる。
無	ジャージー島 陪		12名	10対2で有罪評決		行政長官による犯罪	全員一致を推奨。候補者の不出願は罰金500ポンド。
無	セントヘレナ島 陪		8名	全員一致で評決			被告人に選択権がある。
無	マン島 陪		12名(治安判事)	全員一致で評決		反逆罪、殺人罪、裁判官が要求する重大犯罪	
	陪		7名	全員一致で評決		正式起訴された犯罪他	
[地中海]							
無	ジブラルタル諸島 陪		9名	7対2で有罪評決		6ヶ月以上の懲役の犯罪(必須)、被告人が要求する事件(選択制)	全員一致が推奨されている。
	陪		12名			終身刑の可能性を伴う場合	女性には陪審義務はなく任意。
無1	マルタ島 陪		9名	3分の2で有罪評決		正式起訴されうる犯罪	死刑事件で陪審が全員一致の答申を出さない場合、裁判官は、死刑の代わりに12年から無期懲役を科すことができる。
[アフリカ]							
	アルジェリア 参	3名			4名	高等裁判所における刑事重罪事件	
無	ウガンダ 参				2名またはそれ以上	正式起訴されるすべての犯罪、特定の民事事件	参審員は自分の意見を求められるが、裁判官は参審員の意見に拘束されない。しかし、その際には、参審員の意見を採用しない理由を述べなければならない。1864年に陪審制導入の動きがあったが、実現していない。
無	ガーナ共和国 陪		7名	5対2で有罪評決、死刑は全員一致		高等裁判所で正式起訴される犯罪	法律上は1名の裁判官と2名の参審員の制度があるが、20年以上利用されていない。
×	コンゴ 参	2名			3名	刑事、民事、行政事件	
×	ジンバブエ 参					多数決(事実問題)	主に高等裁判所での刑事事件
×	タンザニア 参	1名			2名以上	高等裁判所のすべての事件(工業裁判所、経済犯罪裁判所を含む)。	専門参審員。参審員の役割は事実問題の確定に限定される。法律問題は裁判官に委ねられる。刑の確定も裁判官が行うが、裁量によって参審員と協議することができる。
×	ナミビア 参				2名	専門知識を要する事件	実務上刑事事件に参審員はほとんど用いられない。
無	マラウィ 陪		12名	8対4で有罪評決		殺人罪および重大犯罪	
×	南アフリカ 参				2名	殺人・強姦・強盗・暴行については必要的参審制	参審員は法律専門家で判事を援助する(評決・保釈・量刑)。左記事件以外では任意的参審制(裁判官の裁量)
[アジア]							
無1, 3	スリランカ 陪		7名	5対2で有罪評決		殺人などの犯罪	陪審員資格として一定の教育と収入が要求されている。
無?	香港 陪		7名	5対2で有罪評決		高等裁判所の重い犯罪	

凡例 無:無作為抽出

1:収入要件あり 2:資産要件あり 3:教育水準要件あり

×:推薦制度・特定グループからの選出等

各国の陪・参審制度－陪・参審員の選出方法

	職業裁判官	陪審員	陪審の評決方法	参審員	参審制の評議方法	対象犯罪および事件	特記事項
[南太平洋]							
無	オーストラリア 陪	1名	12名	全員一致			
無？	クック諸島 陪		12名	8対4で有罪評決 (3時間以上の評議が必要)		ほとんどの重い犯罪	法改正により、裁判官のみの審理に変わりつつある。
×	サモア 参			4名	3対1で無罪評決	最高裁の5年以上の懲役を伴う公判事件	
×	トゥヴァル 参			5名	全員一致	死刑事件	
				2～3名			裁判官は参審員の意見に拘束されない。参審員は相当と認められない人を最高裁長官が任命するが被告弁護人に忌避権がある。判決は口頭が原則。
無	トンガ 陪		7名	全員一致で評決		正式起訴される犯罪で懲役2年以上で一定の罰金を課せられるもの	約10%の事件が陪審で裁かれている。
無	ニュージーランド 陪	1名	12名	全員一致			
×	バヌアツ 参				2名以上	バヌアツ島裁判所の上訴事件	習慣の知識がある者。
	ビトケルン島 参					重大犯罪	裁判官は参審員の意見に拘束されない。参審員が入らない場合もある。
×	フィジー 参			4名		殺人否認事件	
				3名	多数決(但し裁判官が覆せる)	高等裁判所のその他の否認事件	裁判官は参審員の意見に拘束されない。
[カリブ海]							
無	アンギラ 陪		9名	7対2で有罪評決 (2時間以上の評議が必要)		重大犯罪	
無	ケイマン諸島 陪		9名	全員一致で評決		死刑事件	
			7名	5対2で有罪評決		大裁判所に正式起訴されるすべての公判	
			12名	10対2で有罪評決		殺人罪	
	ジャマイカ 陪		7名			最高裁の犯罪事件	
			12名			殺人事件	
	セント・ヴィンセント・グレナディン 陪					正式起訴されるすべての犯罪	
無	セント・クリストファー・ネヴィス 陪		9名	7対2で有罪評決 (2時間以上の評議が必要)		重大犯罪	2時間以内に答申された評決は全員一致でなければならない。
			12名	10対2で有罪評決 (2時間以上の評議が必要)		死刑事件	

凡例 無:無作為抽出

1:収入要件あり 2:資産要件あり 3:教育水準要件あり

×:推薦制度・特定グループからの選出等

各国の陪・参審制度－陪・参審員の選出方法

国名		職業裁判官	陪審員	陪審の評決方法	参審員	参審制の評議方法	対象犯罪および事件	特記事項
無	タークス・アンド・ケコス諸島陪		7名	5対2で有罪評決 (3時間以上の評議が必要)			すべての重大犯罪	
	陪		12名	11対1で有罪評決 (4時間以上の評議が必要)			反逆罪および死刑事件	必要的陪審
無	トリニダード陪		9名	7対2で有罪評決 (3時間以上の評議が必要)			その他の重罪	
	陪		12名	全員一致で評決			殺人または反逆罪の起訴	殺人の起訴に対して故殺の評議を行う場合は、3時間以上の評議を経た後は多数決でも良い。しかし、裁判官は3時間の評議の後に陪審を解任することができる。
無	バハマ陪		12名	3分の2の多数決			正式起訴されるすべての犯罪	
	陪			全員一致で評決			死刑事件	
無	バーミューダ島陪		12名	9対3で評決			ほとんどの重大犯罪	1時間以内に答申された評決は全員一致でなければならない。非重罪事件では被告人に選択権がある。
無2	バルバドス陪		9名	7対2で有罪評決			すべての重大犯罪、被告人が選択する事件	陪審員の資格として一定の資産が要求される。
	陪		12名	全員一致で評決 (縮小認定の場合は9:3で良い)			殺人または反逆罪	
無1	モントセラト陪		9名	7対2で有罪評決			正式起訴される犯罪	陪審員の資格として一定の資産が要求される。
	陪			全員一致で評決			死刑事件	

凡例 無:無作為抽出

1:収入要件あり 2:資産要件あり 3:教育水準要件あり

x:推薦制度・特定グループからの選出等